

# 久納会計FAXニュース



Kunuh Accounting Office

久納公認会計士事務所

## 確定申告が始まります

平成29年2月10日

今年も確定申告の時期がやってまいりました。本年度の確定申告の期間は、2月16日（木）から3月15日（水）までとなっています。

マイナンバーが必要となる確定申告は、平成28年分の確定申告からです。つまり、今年の申告からマイナンバーが必要となりますので担当までお知らせください。

### 確定申告が必要な人

所得税の確定申告は、その年の1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得の金額とそれに対する所得税の額を計算して、源泉徴収された税額や予定納税した税額との過不足を精算し、納税又は還付を行う手続きです。

#### ① 給与所得のみの方

給与所得のみの方は、年末調整で納税は完了しています。

給与所得のみの方で、確定申告が必要となる方は次のとおりです。

- (イ) 年間の給与収入が2,000万円を超える人
- (ロ) 2か所以上から一定額の給与の支払いがあった人
- (ハ) 一定額のアルバイト収入がある方で源泉徴収をされていない人
- (ニ) 給与所得以外の所得があった人

(ニ) の場合については、給与の支払いが1ヵ所であつ年末調整されており、給与所得及び退職所得以外の所得の合計が20万円以下である方は、確定申告不要となっています。

例えば、給与の他に駐車場収入がある場合に、駐車場の収入から必要経費を引いた利益の額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告は不要となります。

ただし、例外として同族会社の役員等は、その同族会社から給与のほかに貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受け取っている場合には、

これらの所得が20万円以下であっても、確定申告をする必要があります。

#### ② 公的年金等の収入のみ方

年金所得者については、年間の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下である時には確定申告の必要がありません。

ただし、確定申告しない場合でも住民税の申告が必要な場合があります。

#### ③ 株の売却をした方

株式の売却をした方で確定申告の必要な方のうち、主なものは以下のとおりです。

- (イ) 特定口座（源泉徴収口座）以外の口座で株式の売却をして、利益を得た場合。
- (ロ) 過去3年内（平成25年、26年、27年）の上場株式等の譲渡損失の金額を、本年度の株式等に係る譲渡益と上場株式等に係る配当所得と相殺をしたい場合。
- (ハ) 平成26年、27年、28年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を平成29年以降に繰り越したい場合。

上場株式等に係る譲渡損失の金額は3年間繰り越すことが出来ます。ただし、確定申告をしないと繰り越すことが出来ませんので、ご注意ください。

#### ④ 不動産を売却された方

不動産を売却し、売却益がある場合には確定申告が必要です。

#### ⑤ 保険の満期・解約があった方

保険の満期や解約があった場合は、確定申告が必要な場合があります。この場合、「一時所得」という所得区分になりますので、収入金額から払い込んだ保険料を引き、さらに一時所得の特別控除額50万円を差し引いた金額を2分の1にした金額が課税所得となります。

## ⑥ 贈与税の確定申告

確定申告と所得税のみの申告とおもっていらっしやるかたもいらっしやるかと思えます。

贈与税も下記の方については、申告が必要になりますのでご注意ください。

- (イ) 平成27年中に110万円を超える財産の贈与を受けた方。
- (ロ) 財産の贈与を受けた方で配偶者控除の特例を適用する方
- (ハ) 財産の贈与を受けた方で、相続時精算課税を適用する方
- (ニ) 財産の贈与を受けた方で、住宅取得資金の非課税を適用する方

## 還付申告をすることができる人

確定申告は義務ではありませんが、転職をした方や、先にも書きましたが、年末調整では適用できない所得控除を受けることで、源泉徴収や予定納税によりそれまでに納めた所得税が戻ってくる場合があります。所得税の還付を受けるための確定申告を還付申告と言い、次のような場合には還付申告をすることができます。

- (イ) 年の途中で退職し、その後年末まで再就職せず年末調整を受けておらず、源泉徴収税額が納め過ぎとなっている場合
- (ロ) 年末調整でもれていたものがあつた方  
(生命保険料控除、地震保険料控除等の申請をしなかった場合や、年末調整までに扶養親族の所得が確定せず年末調整の計算に入れていなかった場合)
- (ハ) 医療費控除やふるさと納税等の寄付金控除を受けるとき
- (ニ) 住宅ローン控除を受けるとき(初回のみ)
- (ホ) 特定口座の株式等の譲渡損失を、他の口座で生じた売却益と相殺したい場合
- (ヒ) 上場株式等の譲渡損失を、上場株式等に係る配当所得を相殺したい場合。
- (ホ) 災害や盗難などで資産に損害を受けたとき(雑損控除の適用が可能です)

還付申告については、申告書の提出が期限までに間に合わなかったときでも申告が可能な場合がありますので、期限後に気がつかれたような場合は当事務所までご相談ください。

## セルフメディケーション税制が平成29年1月からスタート(薬局等の領収書は捨てないで)

聞きなれない言葉だと思いますが、簡単に説明させていただきますとセルフ＝「自分」で、メディケーション＝「治すこと」で自分自身の健康に責任を持ち軽微な身体の不調は自分で手当てとすです。そのため、安い医療費ですむ方にも一定の恩恵を受けていただける税制となっています。今まで医療費控除といいますが医療費等が年間10万円を超えないとまあいいやと領収書を捨てられている場合が殆どだと思います。しかし、この税制では1年間の内に職場や市町村の健康診断、がん検診、予防接種等を受けている方がその領収書等を提出し、一定の医薬品(注)を薬局(ドラッグストアを含む)で買った場合、一緒にお住まいの家族の合計で年間12,000円を超えた場合、例えば(10万円-12,000円)=88,000円の所得控除を受けられる制度です。つまり、88,000円に税率を掛けた金額が節税となるわけです。(なお、この税制の上限は88,000円です)通常の医療費控除に比べるとハードルがぐっと下がっていますが、その反面、上限も低いということです。手続きは年末調整ではなく確定申告で行ないます。また、従前の医療費控除との併用は出来ません。そもそも従前の医療費控除は病院の治療費や薬代が対象となりますが、この場合は一定の医薬品の購入代のみとなります。たとえば、歯医者で高額な治療をした場合には従前の医療費控除を選択した方が有利になる可能性が高いでしょう。この制度は29年1月から既に始まっていますので、くれぐれも薬局等の領収書は捨てないで下さい。どちらの制度が有利になるかその他ご不明の点は何なりと担当までご連絡ください。

以上

(注) 一定の医薬品はHP上に記載がありますが、代表的なものの一例はロキソニンやフェイタス(シップ薬)ガスター10(下痢止め)などがありますが品目が多いのでドラッグストアの領収書にこの税制の対象商品には★印や●印等で記載がされています。尚、以上のものを対象とするスイッチOTC医薬品とも言います。